

「延長に慎重な創作者」という立場から 寮 美千子（日本文藝家協会会員）

1 長く読みつがれることこそが、創作者への最大の敬意

作品が時を超え読み継がれることは、創作者としての最大の願い

時を超え、多くの人に読まれてこそ、作品は正しく評価される。

時を超え、多くの人に読まれてこそ、未来の人々と文化に貢献できる。

保護期間延長に伴う弊害

保護期間が延長されると、作品が利用される機会が著しく減じる。

＝作品が再評価される機会が減り、埋もれた名作が発掘される機会が減る。

＝既に評価のある作品も、利用される機会が減る。

＝社会全体（人類）としての多大なる文化的損失。

保護期間50年は長すぎる

既に高い評価のある作品でも、没後50年を待たず忘れ去られる。

埋もれた作品であれば、発掘され再評価されるのは絶望的。

時の流れの早い今日、保護期間はむしろ短縮されるべき。25年で充分。

50年でも長すぎるのに、70年になれば、文化的損失は絶大。

データベースの整備は過去の作品の利用の円滑化を促すか？

自費出版が商業出版に迫る今日、作者のデータベースの構築そのものが困難。

膨大な個人情報蓄積となり、扱いもむずかしい。

構築困難な架空のデータベースを前提に延長を議論するのは危険。

延長の議論は、データベースを実現してからにすべき。

パブリック・ドメイン化の早期実現は、創作を軽視するものか？

「著作権を少しでも早く消滅させてパブリック・ドメインになれば良いという考えは、創作を軽視するものであり間違った考え方」（日本音楽作家団体協議会・川口真氏）

著作権という壁によって、作品が埋もれば、それこそが、創作を軽視するもの。

読み継がれ、人類の共有財産となることこそ、創作者に対する最大の敬意。

2 作品は、万人にとっての「文化的財産」である

作家は誰のために作品を書くのか 誰が創作活動を支えているのか

「作家は創作のため心血を注ぎ、自分のため、家族のために頑張るもの。創作活動を支えた家族に、作家の死後も利益があるべきだ」（松本零士氏）

創作活動を支えているのは、家族だけではない。社会全体。

「著作権法」という法によって、社会全体で作者の創作活動を支えている。

作者自身による創作活動は、作者の死と共に終了。

作品は、創作を支えた社会の人々に「文化」としてなるべく早期に還元されるべき。

作者亡きあと、作品を読んだ人が再創造をしていく。＝文化の発展

作品は、万人にとっての「文化的財産」である

作品は万人が継承し享受すべき「文化的財産」。

著作権保護期間の延長は、

それを特定個人や団体の「経済的特権」として囲いこむ行為に他ならない。

3 結論

より多くの人に、より長く読み継がれてこそ、作品は命を得られる。

作品は、万人によって支えられて生まれた、万人のための文化的遺産。

著作権保護期間の延長は、その作品の命を奪うものであり、

読み続けられたいという創作者の最大の願いを砕き、社会の文化的発展を損なう。

補足：著作権保護期間を25年間と考える根拠 他

遺族の保護は25年間で充分

遺された子が自立すべき年齢に達するまで、猶予期間を見ても25年間。
それだけの期間、著作権が保護されれば、子どもは自立すべき年齢に達している。
それ以上の不労所得は明らかに「特権」。
現行の保護期間50年は、すでに充分以上の家族への保障である。

著作者人格権は、遺族や団体等の著作権継承者によって守られるわけではない

著作権継承者は「作家本人」ではない。
遺族により、著作者人格権が却って損なわれることもある。
作品の真の理解者こそが、作家と作品を尊重することができる。
真の理解者を得るためには、一人でも多くの人に読まれることが必要。
そのためには、作者の死後、早期のパブリック・ドメイン化が必須。

著作権継承者が企業である場合、保護期間の延長を主張することは、
万人のものであるべき文化を独占し、経済的特権を得ようとする浅ましい行為。

「保護期間を70年とし、50年に縮めたい人は登録せよ」という意見に関して

延長は、万人の利益に反して、特定個人の特権的な利益を追求するもの。
50年に縮めたい人は登録せよというのは間違っている。
その論であれば、70年に延ばしたい者が登録すべきであるが、
そもそも、そのような「特権」が認められること自体がおかしい。

著作権保護期間は一律死後25年にして、
50年にしたい人が登録すべき。

欧米に足並み合わせるのではなく、人類全体の利益を優先すべき

欧米の選択が人類の利益につながるとは限らない。
著作権を有する企業の利益を優先して、人類の文化的利益を損なっている。
文化の発展にふさわしい選択は何かよく考え、日本が率先して諸国に示すべき。